

奈良県告示第四百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定により、奈良  
県広域水道企業団設立準備協議会は、令和七年三月三十一日限り廃止する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真